

【第3期】大阪府特別高圧電力契約者等支援金に対するFAQ

No	質問	回答	分類	記載日時
1	制度の趣旨を教えてください。	国の支援の対象外となる特別高圧で電力供給を受ける施設において、契約者やテナント事業者の中でも高額な料金を負担している中小企業を支援するため、電気料金の一部を補助するものです。	制度概要	5月9日
2	「特別高圧」とは何ですか。	「特別高圧」とは、電圧の種別において、7,000ボルトを超えるものを言います。 小売電気事業者との電気の小売供給契約においては、一般的に標準電圧20,000ボルト以上の契約のことを言います。 主に大工場や高層ビル、大規模小売施設等が特別高圧で受電しています。	制度概要	5月9日
3	「小売電気事業者」とは何ですか。	電気の小売供給(一般の需要に応じ電気を供給すること)を行う事業を営むことについて、経済産業大臣の登録を受けた者のことを言います。	制度概要	5月9日
4	支給要件を教えてください。	支給要件として、 中小企業者(みなし大企業除く)であること、 受電契約者又はテナント事業者であること、 令和6年1月から3月で月間電力使用量が35,000kWhを超える月があること等があります。 その他に支給対象外となる要件もありますので、詳細は募集要項をご確認ください。	制度概要	5月9日
5	対象期間を教えてください。	令和6年1月から3月までです。 なお、本支援金では、電力の使用期間が1日(ついたち)を含む月の請求書に記載の電力使用量を当該月の月間電力使用量として取り扱います。 例えば、電力使用期間が1/15~2/14の電気料金請求書の場合は、2/1を含むため、2月の電力使用量として取り扱います。	制度概要	5月9日
6	支給単価を教えてください。	令和6年1月から3月までの期間において、月間電力使用量が35,000kWhを超えた月ごとに、1kWhあたり1.8円を乗じ、消費税及び地方消費税相当額を割り戻した金額を支給します。	制度概要	5月9日

【第3期】大阪府特別高圧電力契約者等支援金に対するFAQ

No	質問	回答	分類	記載日時
7	支援対象を特別高圧での受電する施設に限定しているのはなぜですか。 (低圧・高圧に対する支援はないのですか。)	特別高圧以外の高圧・低圧に対しては、国(資源エネルギー庁)において、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」が実施されており、小売電気事業者を通じて、電気料金の負担が軽減されています。 特別高圧は「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の対象外であるため、国からの依頼を踏まえ、大阪府において、支援を行うものです。	制度概要	5月9日
8	国(資源エネルギー庁)による「電気・ガス価格激変緩和対策事業」について、教えてください。	令和6年4月使用分までは、低圧契約は1kWhあたり3.5円、高圧契約は1kWhあたり1.8円を支援し、令和6年5月使用分からは、低圧契約は1kWhあたり1.8円、高圧契約は1kWhあたり0.9円を支援しています。詳細はURLをご確認の上、資源エネルギー庁へお問い合わせください。 【資源エネルギー庁ホームページ】 https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/	制度概要	5月9日
9	「テナント事業者」も支援対象になりますか。	支給要件を満たしていれば、支援対象になります。	制度概要	5月9日
10	申請の区分について、「施設運営事業者」と「テナント事業者」でそれぞれなにが異なりますか。	最も大きな違いとしては、 「施設運営事業者」は取引用電気計器(親メーター)で計測された電力使用量を基に支援金を算定し、 「テナント事業者」は証明用電気計器(子メーター)で計測された電力使用量を基に支援金を算定します。 なお、ひとつの施設で「施設運営事業者」「テナント事業者」の両者が申請する場合には、「施設運営事業者」は「テナント事業者」が申請する電力使用量を差し引いて申請することとしています。	制度概要	5月9日
11	本店所在地は大阪府外ですが、特別高圧で受電する施設は大阪府内にある場合、支援対象になりますか。	支援対象になります。	対象要件	5月9日
12	本店所在地は大阪府内ですが、特別高圧で受電する施設は大阪府外にある場合、支援対象になりますか。	支援対象になりません。	対象要件	5月9日

【第3期】大阪府特別高圧電力契約者等支援金に対するFAQ

No	質問	回答	分類	記載日時
13	支給対象外要件に「申請施設の建築物の床面積から共用面積を引いた面積のうち、他者専用面積の占める割合が80%以上となる者」という要件に該当した場合には、申請することはできませんか。	「施設運営事業者」として申請することはできませんが、募集要項P4.2(1)以外の対象外要件には該当せず、募集要項P3.1をすべて満たしていれば、「テナント事業者」として申請することが可能です。	対象要件	5月9日
14	テナント事業者として、特別高圧で受電する施設に入居していますが、施設運営者からは面積按分によって光熱水費を請求されています。支援対象になりますか。	テナント事業者は、証明用電気計器(子メーター)により計測された電力使用量を算定に用いることとしているため、証明用電気計器(子メーター)で電力使用量を計測していなければ支援対象外になります。	対象要件	5月9日
15	テナント事業者として、特別高圧で受電する施設に入居していますが、施設運営者からは月々定額で光熱水費を請求されています。支援対象になりますか。	テナント事業者は、証明用電気計器(子メーター)により計測された電力使用量を算定に用いることとしているため、証明用電気計器(子メーター)で電力使用量を計測していなければ支援対象外になります。	対象要件	5月9日
16	申請期間はいつからいつまでですか。	令和6年5月13日(月)から令和6年6月14日(金)までです。 第1期支援金及び第2期支援金のどちらも受給されていない場合は、審査に時間を要する可能性があるため、令和6年5月末までにご申請いただきますようお願いいたします。	申請手続	5月9日
17	申請手続はどのようにしたらよいですか。	申請フローは募集要項P8をご確認ください。	申請手続	5月9日
18	1つの敷地内で2つの独立した建築物が存在する場合、どのように申請すればよいですか。	電力契約単位で申請してください。 電力契約が一緒であれば、ひとつの申請施設として、電力契約が分かれているのであれば、それぞれを申請施設として手続を行ってください。	申請手続	5月9日
19	法人として設立間もないため、初めての確定申告を迎えておらず、法人事業概況説明書の写しが提出できません。提出書類はどうしたらよいですか。	「理由書」(別紙5-3)に法人事業概況説明書を提出できない理由と申請日から直近の月末時点の「常時使用する従業員の数」を記載の上、法人設立時に税務署に提出した「法人設立届出書」の写しを提出してください。	申請手続	5月9日

【第3期】大阪府特別高圧電力契約者等支援金に対するFAQ

No	質問	回答	分類	記載日時
20	個人事業者として創業間もないため、初めての確定申告を迎えておらず、所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表の写しが提出できません。提出書類はどうしたらよいですか。	「理由書」(別紙5-3)に所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表の写しを提出できない理由を記載の上、開業時に税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写しを提出してください。	申請手続	5月9日
21	テナント事業者として、令和6年1月2日以降に特別高圧電力で受電する施設に入居しました。提出書類はなにが必要ですか。	「理由書」(別紙5-3)にテナント事業者として、令和6年1月2日以降に特別高圧電力で受電する施設に入居したことを記載の上、「特別高圧電力契約証明書(第3期支援金)」(別紙2-3)を提出してください。 なお、別紙2-3の提出にあたっては、「(2)申請施設において、テナント事業者が入居していることが確認できる書類」について、「令和6年1月1日以前」を「入居日(令和6年1月2日以降)」と読み替えて、当該内容を確認できる書類を提出してください。	申請手続	5月9日
22	テナント事業者でしたが、本支援金の対象期間内に特別高圧電力で受電する施設から退去しました。申請できますか。	令和6年1月から3月までの期間において、特別高圧電力で受電する施設に入居しており、かつ月間電力使用量が35,000kWhを超える月があれば申請できます。	申請手続	5月9日
23	支援金はどのような名義で振り込まれますか。	通帳等には、「フ. チュウショウキギョウシ オオサカフカイケイカンリシャ」と表示される予定です。	支援金支給	5月9日
24	補助金額に上限はありますか。	予算の範囲内で支援金の支給を行うため、申請額の合計が予算額を上回った場合には、満額支給とならない場合があります。	支援金支給	5月9日
25	特別高圧で受電する施設とは、どのような施設ですか。	大規模工場や超高層ビル、空港等の非常に多くの電力を使う施設が想定されます。	その他	5月9日
26	テナント事業者ですが、自分が入居している施設が特別高圧で受電しているかどうかはどのように確認すればよいでしょうか。	施設を管理している事業者等にお問い合わせください。	その他	5月9日

【第3期】大阪府特別高圧電力契約者等支援金に対するFAQ

No	質問	回答	分類	記載日時
27	第1期支援金又は第2期支援金の支給を受けましたが、第3期支援金を受けるには、申請が必要でしょうか。	第1期支援金又は第2期支援金の支給を受けている施設であっても、第3期支援金の支給を受けるには、改めて申請いただき、審査を経る必要があります。なお、支給要件にかかる事項について特段変更がない場合は、令和6年1月分から3月分の電気使用量のみ申請いただけます。	その他	5月9日
28	第1期支援金及び第2期支援金のどちらも支給を受けていませんが、第3期支援金に申請することはできますか。	第1期支援金及び第2期支援金のどちらも支給を受けていない場合でも、第3期支援金に申請することは可能です。なお、中小企業者(みなし大企業除く)であること等の支給要件に該当するかの確認にあたり、審査に時間を要する可能性がありますため、令和6年5月末までにご申請いただきますようお願いします。	その他	5月9日